

差別のない明るいまちを  
男女共同参画社会  
の実現に向けて

○男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を大切にしましょう。男女の差別をなくし、ひとりの人間として能力を発揮できるような社会にしていきたいと思います。

○社会における制度または慣行についての配慮

社会の制度や古いしきたりによって、男女のどちらかが不利な立場になったり、男女の行動を分けることになっていないか考えていきたいと思います。

○政策等の立案および決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針決定や計画立案に、ともに参加できるようにしましょう。

○家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が家族の中でお互いに協力し社会の支援も受け、家族の一員としての役割を果たしながら仕事などができるようにしていきたいと思います。

○国際的協調

他の国々や国際機関とも協力し合い、そのもとで男女共同参画社会をつくっていきましょう。

◆家庭での課題

家事、育児、介護などを女性だけに押しつけていませんか。

内閣府の世論調査（二〇〇四年）

によると「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意見に賛成する割合が、一九七九年では七割を超えていたのが、二〇〇四年に初めて反対が賛成を上回りました。

しかし、性別で見ると、女性には反対が賛成を上回っているのに対し、男性は賛成が反対を上回っています。

このことから、家庭における男女の固定的な役割分担意識については、今後、男性が一層の意識変革をしていく必要があると考えられます。

また、家庭内の女性に対する人権侵害として、ドメスティック・バイオレンス（DV）と言われる家庭内暴力の問題があります。

DVはプライベートな問題という意識から、今までは、なかなか表面化しませんでした。近年、人権侵害として認識されるようになりました。

これはDVです

- 何を言っても無視する。
- 大声でどなったり、命令口調で言う。
- 自分の好みを押しつける。
- 人前でバカにする。
- 外で働くなと言ったり、仕事を辞めさせたりする。
- いやがっているのに性行為を強要する。

◆職場での課題

一九八六年に制定された男女雇用機会均等法は、二〇〇七年の改正で、セクシャル・ハラスメント（セクハラ）の防止に加えて、間接差別の禁止が明示されました。

セクハラとは、相手の嫌がる性的な言葉や行為によって、働きにくくなることです。セクハラは被害者の人権を侵害するだけでなく企業や団体にとっても社会的信用の低下や損害賠償の対象にもなるなど様々なマイナスを発生させます。

これはセクハラです

□「女性には仕事を任せられない」「女性は職場の花」などと発言する。

- 食事やデートにしつこく誘う。
- 酒の席でお酌を強要する。
- 頼まれていないのに肩をマッサージするなど体に触れる。
- 女性がいる場で、聞くに堪えない「わい談」をする。

女性の人権侵害をなくすには、みんなで日常生活における男性優位の社会慣行を見直したり、一人ひとりが性による差別意識や偏見をなくすよう意識の改革に努めることが重要です。

参考・引用文献

「人権ポケットブック」  
人権教育啓発推進センター発行

人権の詩

おんなの子

金子みすゞ

おんなの子って  
ものは、  
きのぼり しない  
ものなのよ。

たけうま のつたら  
おてんばで、  
ぶちごま するのは  
おぼかなの。

わたしは こいだけ  
しってるの、  
だって いっぺんずつ  
しかられたから。

出典「金子みすゞ童謡絵本  
おひさん、あめさん」

選 矢崎節夫・絵 森川百合香  
JULIA出版局 発行

※このページは参考・引用文献  
に基づく表記をしています。

お問い合わせは、市人権推進  
課（教育庁舎1階 ☎32・21  
22）まで。